⑸　配置予定技術者の確認　落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書及び技術資料の差し替えは認められない。
⑹　専任の配置予定技術者の配置が義務づけられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、配置予定技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。
⑺　手続きにおける交渉の有無　無
⑻　契約書作成の要否　要
⑼　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無
⑽　技術提案内容に確認が必要な場合は、ヒアリング等を行う場合がある。
⑾　施工体制の確認についてヒアリング等を実施すると共に、ヒアリングに際して追加資料の提出を求める事がある。
⑿　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。
⒀　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書及び技術資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該一般競争参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
　当該一般競争参加資格の認定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年３月30日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長公示）別記に掲げる当該者（当該者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者。）の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、別記に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書及び技術資料を提出したときに限り、四国地方整備局総務部契約課（〒760―8554 香川県高松市サンポート３―33　電話087―851―8061）においても当該一般競争参加資格の認定に係る申請を受け付ける。
⒁　詳細は入札説明書による。

6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Hideki Hirai Director General of Shikoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract :
A　Construction work of the superstructure of the Kochi Chuo IC the first viaduct
B　Construction work of the superstructure of Kochi Chuo IC the second viaduct
C　Construction work of the superstructure of Kochi Chuo IC third viaduct
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 5 : 00 P.M. 5 June 2018
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 2 : 00 P.M. 31 July 2018 (tenders bring with 2 : 00 P.M. 31 July 2018 or tenders submitted by mail 2 : 00 P.M. 31 July 2018)
⑹　Contact point for tender documentation : Tomohito Mito, Contract Division, Shikoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism 3―33 Sunport Takamatsu-City, Kagawa-Prefecture 760―8554, TEL 087―851―8061 ex, 2526

入札公示

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。
平成30年4月26日
支出負担行為担当官
関東地方整備局長　泊　　宏

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　11
1　業務概要
⑴　品目分類番号　42
⑵　業務名　平成30年度土木工事及び業務委託等における諸経費動向調査業務（電子入札対象案件）
⑶　業務内容　本業務は、公共事業を取り巻く社会環境、施工形態等の変化に即応した適正な積算・契約に資することを目的に、ＩＣＴ活用工事を含む工事及び業務等における諸経費動向を調査するものである。
⑷　履行期間　履行期間は、以下のとおり予定している。平成30年８月（上旬）から平成31年３月31日まで
⑸　その他　本業務における参加要件等は以下のとおりである。
・業務実績　同種業務：工事又は測量、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務（以下「建設コンサルタント業務等」という。）の積算基準に関する諸経費調査業務、諸経費動向調査業務又は調査分析業務のいずれかひとつ。
類似業務：工事又は建設コンサルタント業務等の積算基準に関する業務。
また、以下の試行業務である。
・業務成績の評価における全国評価の試行
2　参加資格
⑴　技術提案書の提出者
１）基本的要件
ア）単体企業
ａ）予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
ｂ）関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成29・30年度「土木関係建設コンサルタント業務」に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定を受けていること。）
ｃ）関東地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。
ｄ）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
ｅ）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記ｂ）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
イ）設計共同体
上記ア）に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年４月26日付け関東地方整備局長）に示すところにより、関東地方整備局長から平成30年度土木工事及び業務委託等における諸経費動向調査業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格の認定を受けている者であること。
２）技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（業務説明書（共通事項）参照）
3　技術提案書の提出者を選定するための基準
⑴　参加表明者の経験及び能力
⑵　配置予定技術者の経験及び能力、手持ち業務の状況
⑶　当該業務の実施体制（再委託又は技術協力の予定を含む。）
4　技術提案書を特定するための評価基準
⑴　配置予定技術者の経験及び能力　継続教育取組実績、同種又は類似業務の実績、担当した業務の業務成績、優良表彰
⑵　業務の実施方針、実施フロー、工程計画その他　業務の理解度、実施手順及び工程計画の妥当性、その他代替案や重要事項の指摘
⑶　特定テーマに関する技術提案